

(3) 合併関係議案の議決

廃置分合関係4議案を5町村議会で議決

平成14年1月15日(火)に5町村そろって臨時議会が開催され、合併に関する4議案が5町村とも原案どおり可決された。

議決された議案は次のとおりである。

議案第〇号

球磨郡上村、同郡免田町、同郡岡原村、同郡須恵村、同郡深田村
の廃置分合について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定により、平成15年4月1日から球磨郡上村、同郡免田町、同郡岡原村、同郡須恵村、同郡深田村を廃し、その区域をもって「あさぎり町」を設置することを熊本県知事に申請することについて、同法同条第5項の規定により、議会の議決を求める。

平成〇年〇月〇日提出

〇〇町村長 〇 〇 〇 〇

(提案理由)

平成15年4月1日に球磨郡上村、同郡免田町、同郡岡原村、同郡須恵村、同郡深田村が合併するため、所要の手続をする必要がある。

議案第〇号

球磨郡上村、同郡免田町、同郡岡原村、同郡須恵村、同郡深田村
の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

平成15年4月1日から球磨郡上村、同郡免田町、同郡岡原村、同郡須恵村、同郡深田村を廃し、その区域をもって「あさぎり町」を設置することに伴う財産処分を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第4項の規定により、別紙のとおり球磨郡上村、同郡岡原村、同郡須恵村、同郡深田村と協議のうえ定めることについて、同法同条第5項の規定により議会の議決を求める。

平成〇年〇月〇日提出

〇〇町村長 〇 〇 〇 〇

(提案理由)

平成15年4月1日に球磨郡上村、同郡免田町、同郡岡原村、同郡須恵村、同郡深田村が合併することに伴う財産処分について、その財産を「あさぎり町」に帰属させる必要がある。

球磨郡上村、同郡免田町、同郡岡原村、同郡須恵村、同郡深田村の 廃置分合に伴う財産処分に関する協議書

平成15年4月1日から球磨郡上村、同郡免田町、同郡岡原村、同郡須恵村、同郡深田村を廃し、その区域をもって「あさぎり町」を設置することに伴う財産処分について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第4項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

1 財産及び債務の取扱いについて（山林の取扱いを除く。）

- (1)公有財産（山林を除く。）については、現行のまま新町に引き継ぐ。
- (2)物品については、現行のまま新町に引き継ぐ。
- (3)共通の基金額については、合併後の推定標準財政規模の最低 20%を確保する。また、その他の基金額（奨学基金、救護施設基金、土地開発基金等）については合併時の現有額を持ち寄る。
- (4)債務については、現行のまま新町に引き継ぐ。

2 山林の取扱いについて

- (1)球磨郡岡原村、同郡須恵村、同郡深田村の所有する山林については、全て新町に引き継ぐ。
なお、関係村が締結している分収林契約についても、新町に引き継ぐものとする。
- (2)球磨郡上村の所有する山林については、合併時に財産区を設置し財産区管理会を設けて管理運営にあたる。
なお、分収林契約については財産区に引き継ぐものとし、当該山林に要した負債については球磨郡上村が合併前に一括償還するものとする。
また、財産区運営のため、合併時に基金を設置することとする。

平成〇年〇月〇日

上 村 長 堀 田 勇 一
免田町長 植 薄 清 重
岡原村長 深 松 文一郎
須恵村長 橋 口 一 臣
深田村長 宮 崎 司 郎

議案第〇号

球磨郡上村、同郡免田町、同郡岡原村、同郡須恵村、同郡深田村の
廃置分合に伴う経過措置に関する協議について

平成 15 年 4 月 1 日から球磨郡上村、同郡免田町、同郡岡原村、同郡須恵村、同郡深田村を廃し、その区域をもって「あさぎり町」を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）による経過措置を、別紙のとおり球磨郡上村、同郡免田町、同郡岡原村、同郡須恵村、同郡深田村と協議のうえ定めることについて、同法第 7 条第 4 項において準用する同法第 6 条第 8 項の規定により、議会の議決を求める。

平成〇年〇月〇日提出

〇〇町村長 〇 〇 〇 〇

（提案理由）

平成 15 年 4 月 1 日に球磨郡上村、同郡免田町、同郡岡原村、同郡須恵村、同郡深田村が合併することに伴い、議会の議員について所要の手続をする必要がある。

球磨郡上村、同郡免田町、同郡岡原村、同郡須恵村、同郡深田村 の廃置分合に伴う経過措置に関する協議書

平成15年4月1日から球磨郡上村、同郡免田町、同郡岡原村、同郡須恵村、同郡深田村を廃し、その区域をもって「あさぎり町」を設置することに伴う、球磨郡上村、同郡免田町、同郡岡原村、同郡須恵村、同郡深田村の議会の議員の在任について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第7条第1項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

1 議会の議員の在任

球磨郡上村、同郡免田町、同郡岡原村、同郡須恵村、同郡深田村の議会の議員は、合併特例法第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年1月間、引き続き「あさぎり町」の議会の議員として在任する。

平成○年○月○日

上村長	淵田	勇一
免田町長	植薄	清重
岡原村長	深松	文一郎
須恵村長	橋口	一臣
深田村長	宮崎	司郎

議案第○号

球磨郡上村、同郡免田町、同郡岡原村、同郡須恵村、同郡深田村の
廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について

平成15年4月1日から球磨郡上村、同郡免田町、同郡岡原村、同郡須恵村、同郡深田村を廃し、その区域をもって「あさぎり町」を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会の設置を別紙のとおり球磨郡上村、同郡免田町、同郡岡原村、同郡須恵村、同郡深田村と協議のうえ定めることについて、同法第5条の4第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成○年○月○日提出

○○町村長 ○ ○ ○ ○

（提案理由）

平成15年4月1日に球磨郡上村、同郡免田町、同郡岡原村、同郡須恵村、同郡深田村が合併することに伴い、地域審議会の設置について所要の手続をする必要がある。

球磨郡上村、同郡免田町、同郡岡原村、同郡須恵村、同郡深田村の 廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書

平成15年4月1日から球磨郡上村、同郡免田町、同郡岡原村、同郡須恵村、同郡深田村を廃し、その区域をもって「あさぎり町」を設置することに伴い、球磨郡上村、同郡免田町、同郡岡原村、同郡須恵村、同郡深田村の区域ごとに、それぞれ上地区地域審議会、免田地区地域審議会、岡原地区地域審議会、須恵地区地域審議会、深田地区地域審議会を設置することについて、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第5条の4第2項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

1 設置

合併特例法第5条の4第1項の規定に基づき、球磨郡上村、同郡免田町、同郡岡原村、同郡須恵村、同郡深田村の区域（以下「関係区域」という。）ごとに、それぞれ上地区地域審議会、免田地区地域審議会、岡原地区地域審議会、須恵地区地域審議会、深田地区地域審議会を置く。

2 設置期間

地域審議会の設置期間は町村の合併の日から平成25年3月31日までとする。

3 所掌事務

(1)地域審議会は新町の関係区域ごとに当該区域に係る次に掲げる事項について、町長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- ①新町建設計画の変更に関する事項
- ②新町建設計画執行状況に関する事項
- ③地域振興のための基金の活用に関する事項
- ④新町の基本構想の作成及び変更に関する事項
- ⑤その他町長が必要と認める事項

(2)地域審議会は、必要と認める事項について審議し、町長に意見を述べることができる。

4 組織

(1)地域審議会の委員は、委員15名以内で組織する。

(2)委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事業所等に勤務する者で、次の各号に掲げるもののうちから、町長が任命する。

- ①区長
- ②農林業団体、商工業団体に属する者
- ③社会教育及び学校教育の団体に属する者
- ④青年、女性、老人を構成員とする組織に属する者
- ⑤社会福祉に関係する者
- ⑥消防団員
- ⑦学識経験を有する者

5 任期

(1)委員の任期は、2年とする。但し、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の在任期間とする。

(2)委員は、再任されることができる。

6 会長

(1)地域審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

(2)会長は、会議を総理し、地域審議会を代表する。

(3)会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

7 会議

(1)地域審議会は、町長が招集する。

(2)地域審議会は、毎年2回以上開催するものとする。また、地域審議会の委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して請求があったときは、開催するものとする。

(3)地域審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

(4)地域審議会の議長は、会長をもって充てる。

(5)会長は審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を地域審議会に出席させ、意見を述べさせることができる。

8 庶務

地域審議会の庶務は、総務を担当する課において処理する。

9 雑則

地域審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が地域審議会に諮りこれを定める。

平成〇年〇月〇日

上 村 長 瀧 田 勇 一
免田町長 植 薄 清 重
岡原村長 深 松 文一郎
須恵村長 橋 口 一 臣
深田村長 宮 崎 司 郎

県知事への「廃置分合（合併）申請書」の提出及び処分決定

平成 15 年 1 月 15 日の 5 町村議会での廃置分合関係の 4 議案が可決されたことに基づいて、1 月 18 日、5 町村長が県庁を訪れ、潮谷熊本県知事に中球磨 5 か町村の「合併申請書」の提出を行った。

このことを受け平成 14 年 3 月 22 日には県議会の議決を経て、同日付けで県知事による廃置分合処分の決定がなされた。その後、3 月 27 日に開催された第 34 回合併協議会において黒田副知事から、中球磨 5 か町村の廃置分合の処分決定書がそれぞれ 5 か町村長に手渡された。

上総第 号
免総第 号
 岡第 号
須役第 号
球深発第 号
平成 14 年 1 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子様

上 村 長 瀧 田 勇 一
免田町長 植 薄 清 重
岡原村長 深 松 文一郎
須恵村長 橋 口 一 臣
深田村長 宮 崎 司 郎

球磨郡上村、同郡免田町、同郡岡原村、同郡須恵村、同郡深田村の 廃置分合について（申請）

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 7 条第 1 項の規定により、平成 15 年 4 月 1 日から球磨郡上村、同郡免田町、同郡岡原村、同郡須恵村、同郡深田村を廃し、その区域をもって「あさぎり町」を設置することとしたいので、関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 第 1 合併（廃置分合）の期日
- 第 2 合併の方式
- 第 3 新町名及び名称選定の理由
- 第 4 新町の事務所の位置及び選定の理由

- 第5 廃置分合を必要とした理由
- 第6 関係町村の議会の議決書及び会議録の写し
- 第7 合併協定書及び新町建設計画書
- 第8 協議書（写し）
- 第9 関係町村の現況表
- 第10 その他参考資料

総務大臣による廃置分合の告示（官報掲載）

平成14年4月3日 潮谷熊本県知事により、総務省において片山総務大臣に対して5か町村の合併と「あさぎり町」の新設が届け出られ、同年5月23日には「あさぎり町」設置についての総務大臣による告示（官報掲載）が行われた。

総務大臣告示

平成14年5月23日付第3366号の官報によって、町村の廃置分合の告示がなされた。
（官報告示）

○総務省告示第311号

町村の廃置分合

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、熊本県球磨郡上村、同郡免田町、同郡岡原村、同郡須恵村及び同郡深田村を廃し、その区域をもって同郡あさぎり町をおく旨、熊本県知事から届出があったので、同条第6項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成15年4月1日からその効力を生ずるものとする。

平成14年5月23日

総務大臣 片山虎之助

このことにより、一連の合併に関する法的な手続きはすべて終了したことになり、平成15年4月1日に「あさぎり町」が誕生することが現実のものとなった。

球磨郡上村、同郡免田町、同郡岡原村、同郡須恵村、同郡深田村の 廃置分合に伴うあさぎり町長職務執行者に関する協議書

平成 15 年 4 月 1 日から球磨郡上村、同郡免田町、同郡岡原村、同郡須恵村、同郡深田村を廃し、その区域をもってあさぎり町を設置することに伴う「あさぎり町長職務執行者」について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 1 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり定める。

記

あさぎり町長職務執行者 植 薄 清 重

平成 15 年 1 月 30 日

上 村 長	刈 田 勇 一
免田町長	植 薄 清 重
岡原村長	深 松 文一郎
須恵村長	橋 口 一 臣
深田村長	宮 崎 司 郎

協 議

上村長	免田町長	岡原村長	須恵村長	深田村長
印	印	印	印	印

平成 15 年 4 月 1 日から球磨郡上村、同郡免田町、同郡岡原村、同郡須恵村、同郡深田村を廃し、その区域をもってあさぎり町を設置することに伴う「あさぎり町長職務執行者」について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 1 条の 2 第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり定める。